和歌山工業高等専門学校図書館規則

制 定 平成5年4月1日 最近改正 令和7年9月24日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校メディアセンター規則第9条の規定に基づき、この規則 を定める。

(目的)

第2条 和歌山工業高等専門学校図書館(以下「図書館」という。)は、図書、雑誌、視聴 覚資料その他の必要な資料(以下「図書等」という。)を収集管理し、教育及び学術研究 に資するとともに、学生の健全な教養の育成を図ることを目的とする。

(管理区分の定義)

- 第3条 本校が管理する図書の予算区分の種類は、学生図書費、学科等予算、事務部予算、 寄贈とし、その定義は次のとおりとする。
 - 一 学生図書費 図書館に配分された運営費交付金その他資金による予算
 - 二 学科等予算 学科及び教員に配分された運営費交付金その他資金による予算
 - 三 事務部予算 事務部に配分された運営費交付金その他資金による予算
 - 四 寄贈 第三者より資産寄附申込みを受け、受領したもの

(管理)

- 第4条 図書館において管理する図書等は、次に掲げるもので、図書館が受け入れたものと する。
 - 一 学生図書費により購入した図書等
 - 二 学科等予算により購入した図書等
 - 三 事務部予算により購入した図書等
 - 四 寄贈を受けた図書等

(分類及び目録)

- 第5条 図書館所属の図書は、日本十進分類表によって分類配架する。
- 第6条 図書館には、分類目録、著者目録及び書名目録を備える。

(図書館長)

- 第7条 図書館に図書館長を置き、メディアセンター長をもって充てる。
- 2 図書館長は、校長の命を受け、館務を掌理する。

(図書館の利用)

第8条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 和歌山工業高等専門学校図書館規則(昭和48年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附即

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年9月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。